

第 20 講 取消訴訟の原告適格

原告適格（論述例 小田急判決）

p.188 AA

規範（論述例）

1 原告適格は、法律上利益を有する者（行訴法 9 条 1 項）に認められる。法律上利益を有する者とは、当該処分によって自己の権利もしくは法律上保護される利益を侵害されるか、または必然的に侵害されるおそれのあるものをいう。法律上の利益は、法が不特定多数の利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解されるものに限られる。処分の名宛人以外の者の原告適格は、9 条 2 項にしたがって判断する。

2 (1) 原告らは、「関係地域」内に居住するので、事業が実施されることで、生活環境が悪化するだけでなく、騒音、振動による健康被害によって、生命・身体の利益を害されるおそれがある。

(2) 都市計画事業認可の根拠規定は都市計画法 59 条であり、同法 61 条 1 号は、認可の基準の 1 つとして、事業の内容が都市計画に適合することを挙げている。そして、都市計画は公害防止計画が定められているときは公害防止計画に適合していなければならない（同法 13 条 1 項柱書）。

そして、環境基本法（現在）では、「騒音、振動」によって「人の健康又は生活環境（中略）に係る被害が生じること」を「公害」と定義し（同法 2 条 3 項）、都道府県知事は「公害」を防止するために「公害防止計画」を定めることができるとしている（同法 17 条）。そうすると、都市計画は公害防止計画に適合していなければならないので、都市計画の認可に当たっては、騒音、振動による健康被害についても考慮することになる。したがって、都市計画法は騒音、振動によって人が健康や生活環境を害されない利益を法律上保護しているといえる。

(3) 都市計画に起因する騒音・振動の被害を直接的に受けるのは、事業地周辺に近接する地域の居住者に限られ、居住地が事業地に近接するにつれて増大する。そして、反復、継続して上記の被害を受けた場合、単に生活環境が悪化するだけでなく、健康に著しい被害が生じかねない。こうした被害の性質を考慮すると、法は事業の実施によって健康を害されないという利益を個々人の個別的利益として保護していると解すべきである。

(4) 東京都環境影響評価条例の規定する「関係地域」は、事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある地域として知事が定めた地域である。したがって、上記の地域には著しい影響が見込まれるから、「関係地域」内の居住者には原告適格が認められる。

3 したがって、X の原告適格は認められる。

Point

- 個別的利益に限られることに言及する（「令和4年司法試験採点実感」）。ただ、長く書きすぎなくてもよい。
- 原告の有する利益がどのような利益かについて言及する。その際には、具体的な利益の他、抽象的（生命身体、財産、etc.）なくくりまで言及した方がよい。
- **処分の根拠規定から何がいえるかを最初に論じる**。処分の根拠規定からでは法の趣旨が明らかではない場合には関係規定や関係法規に着目する。
- 個別的利益については、大まかに言って、生命・身体の場合は損害の性質が考慮され認められやすい。財産権については、法の規定に照らして判断する。周辺環境の場合は、認められづらいが、法が特定の種類の施設に着目した規定を置いている場合、その特定の種類の施設に関する周辺環境については、個別的利益として認める余地がある。
- 周辺への影響が問題となる場合は、周辺環境についての図面を提出する規定がないかを確認する。こうした規定がある場合、行政庁が周辺環境への影響を踏まえて許認可をするといいやすくなる。
- 原告適格が認められる範囲の線引きについては、問題となる処分の性質によっては、単純な距離関係だけでは解決しない場合があるので注意が必要である。

過去問（司法）：H21, H23, H26, H28, H29, H30, R4,

過去問（予備）：H25, H29, R1, R5, R6, R7

原告適格（処分の法的効果が及ぶ場合）

p.346 B

規範

原告適格は、法律上利益を有する者（行訴法9条1項）に認められる。法律上利益を有する者とは、当該処分によって自己の権利もしくは法律上保護される利益を侵害されるか、または必然的に侵害されるおそれのあるものをいう。処分の法的効果が直接及ぶ者（「準名宛人」）は、自己の「権利」を侵害されるか、または必然的に侵害されるおそれがあるため、「法律上の利益を有する者」に当たる。

Point

- 「法律上保護された利益説」の論証は展開する（「令和5年司法試験採点実感」）。
- 具体的にどのような権利が制限されるのかを論じる。その際は、まず法的効果に着目する（「令和5年司法試験採点実感」）。

過去問（司法）：R5

過去問（予備）：R4